

件名

暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件

○金融庁告示第 号

暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）第二十三条第一項第九号の規定に基づき、認定資金決済事業者協会の規則を次のように指定し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号に規定する金融庁長官の指定する認定資金決済事業者協会の規則は、「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」（一般社団法人日本暗号資産取引業協会）とする。